附　則

（適用時期）

第一条　この告示は、令和五年三月三十一日から適用する。

（経過措置）

第二条　この告示の規定による改正後の労働金庫法施行規則第百十四条第一項第五号ニ等の規定に基づき、自己資本の充実の状況等について金融庁長官及び厚生労働大臣が別に定める事項（以下「新労金告示」という。）第二条第二項（新労金告示第四条第一項において読み替えて準用する場合を除く。）に規定する別紙様式第一号並びに新労金告示第二条第三項第七号及び第四項第一号ニ（新労金告示第四条第一項において読み替えて準用する場合を除く。）の規定は、この告示の適用の日（以下「適用日」という。）以後に終了する事業年度に係る説明書類の作成について適用し、適用日前に終了した事業年度に係る説明書類の作成については、なお従前の例による。

２　新労金告示第三条第二項（新労金告示第四条第二項において読み替えて準用する場合を除く。）に規定する別紙様式第二号並びに新労金告示第三条第三項第八号及び第四項第二号ニ（新労金告示第四条第二項

において読み替えて準用する場合を除く。）の規定は、適用日以後に終了する連結会計年度（連結財務諸表の作成に係る期間をいう。以下この項において同じ。）に係る説明書類の作成について適用し、適用日前に終了した連結会計年度に係る説明書類の作成については、なお従前の例による。

3　新労金告示第四条第一項において読み替えて準用する新労金告示第二条第二項に規定する別紙様式第一号及び新労金告示第四条第一項において読み替えて準用する新労金告示第二条第四項第一号ニの規定は、適用日以後に終了する半期（四月から九月までの半期をいう。以下同じ。）に係る説明書類の作成について適用し、適用日前に終了した半期に係る説明書類の作成については、なお従前の例による。

4　新労金告示第四条第二項において読み替えて準用する新労金告示第三条第二項に規定する別紙様式第二号及び新労金告示第四条第二項において読み替えて準用する新労金告示第三条第四項第二号ニの規定は、適用日以後に終了する半期に係る説明書類の作成について適用し、適用日前に終了した半期に係る説明書類の作成については、なお従前の例による。